

令和 7 年度 熊本市産後ケア事業応募申請書

熊本市長 様

所在地

名 称

代表者

熊本市産後ケア事業について、仕様書を確認の上、次のとおり応募申請します。

熊本市産後ケア事業資格要件調書の（1）から（9）に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に（1）から（9）に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

事業所の概要

産後ケア事業所名称				
所 在 地	〒			
事業管理者 役職 フリ ガナ 氏 名				
連絡担当者 所属 フリ ガナ 氏 名		直通 連絡先	TEL	
			FAX	
従事者名	従事する方全ての氏名・資格を記入してください。（別紙にて提出も可）			
	氏名	資格	氏名	資格
	氏名	資格	氏名	資格
	氏名	資格	氏名	資格
連携体制にある 医療機関・医師	保健医療面での助言が受けられたり相談できる医療機関・医師がいますか。 ☐ はい ※おの場合は下欄も記入ください。 ☐ いいえ			
	医療機関名		医師氏名	
加入している 賠償責任保険の名称				
実施するケアの種類にチェック をし、受入れ可能な乳児の月齢を ()内に記入ください	☐ 宿泊型 ☐ 日帰り型（1 日） ☐ 日帰り型（3 時間） ☐ 日帰り型（2 時間） ☐ 訪問型 生後（ か月未満 ）（ か月未満 ）（ か月未満 ）（ か月未満 ）（ か月未満 ）			
設備設置状況	ケア実施場所の写真及び図面等を添付してください。居室（個別に休息ができる場所）、カウンセリング室（問診や相談ができる場所）、乳児保育室がわかるように明記してください。※訪問型は不要。			
e-mail アドレス				

(1) 実施施設一覧記載事項

- ① 受け入れ可能な曜日に○をつけてください。
月 火 水 木 金 土 日 祝日
- ② 利用予約はいつまでに必要ですか …… () 日前まで
- ③ 事前に知らせるべき施設からのお知らせや注意点等、利用者が検討しやすくなるような内容を50字程度で簡潔に記載してください。※令和7年度からInstagram等のSNSの記載はしないよう統一します。
- ④ 各自持参が必要な物を記載してください。
- ⑤ 別途下記の料金が発生する場合は、○をつけてください。※食事代は金額も記入
日帰り型の食事代 () 円 ・ ミルク代 ・ おむつ代

(2) 宿泊型または日帰り型において、同時時間帯に2組以上の受け入れを計画されている場合は、必ず記載してください。

- ① 同時時間帯に受け入れる最大組数 () 組
- ② ①の利用組数に対する事業従事者数 () 人
- ③ 複数組の対応をするため、受託施設としてどのような点に配慮や工夫をしてケアを実施するか具体的計画を記載してください。

(3) 訪問可能地域(○をつけてください。複数可) ※訪問型を実施する事業所のみご記入ください。

	全域	一部の場合 (下記の派遣可能な校区に○印)
中央区		壺川、碩台、白川、城東、慶徳、一新、五福、向山、黒髪、大江、本荘、春竹、出水、砂取、託麻原、帯山、帯山西、白山、出水南
東 区		画図、健軍、秋津、泉ヶ丘、若葉、尾ノ上、西原、託麻東、託麻西、託麻北、桜木、東町、月出、健軍東、託麻南、山ノ内、長嶺、桜木東
西 区		古町、春日、城西、花園、池田、白坪、高橋、池上、城山、小島、中島、芳野、河内
南 区		日吉、川尻、力合、力合西、御幸、田迎、田迎南、田迎西、城南※、杉上、隈庄、豊田、飽田東、飽田南、飽田西、中緑、銭塘、奥古閑、川口、日吉東、富合 ※「城南」は旧城南町ではありません。
北 区		清水、龍田、龍田西、城北、高平台、楠、麻生田、武蔵、弓削、楡木、川上、西里、北部東、植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底
市 外	訪問可能市町村または校区をご記入ください。	

(4) 訪問型における有料駐車場代、交通費の徴収をする場合は、条件及び金額を記載してください。

(例: コインパーキング利用時〇〇〇円、交通費●区は〇〇〇円、 5km 以上は△△△円 など)

熊本市産後ケア事業公募要件調書 該当する場合、右の口の中に「✓」をつけてください。

(1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる事業所である。	
(2) 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律 205 号）に定める病院、診療所及び助産所等で、熊本県内に産後ケア事業が実施できる施設がある。	
(3) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の業務について実績がある。（助産師等の専門資格を有する者が母乳育児相談や乳房ケアを実施した実績や家庭訪問の経験等がある）	
(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者である。	
(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている。	
(6) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しない。	
(7) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中ではない。	
(8) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない。	
(9) 事業を開始するにあたって、医療法に則った定款変更や各種申請等を所管する保健所へ届出を行っている。	